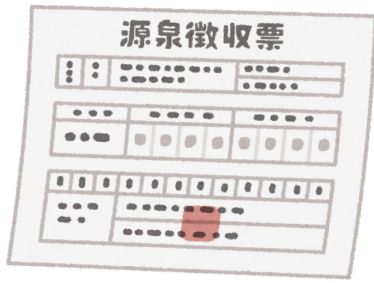


令和6年度 静岡市 市営住宅だより 春号

収入申告書の提出について

令和6年度の収入申告書の提出はお済みでしょうか？この収入申告書に基づいて令和7年4月からの家賃が決定されます。収入申告書を提出されませんと、その家賃が民間の賃貸住宅並みにながってしまいますので、忘れずに提出してください。

なお、提出していただいた収入申告書は、本年の夏ごろに調査させていただきます。添付すべき書類が不足していたり、不明な点があった方については、公社から連絡をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。



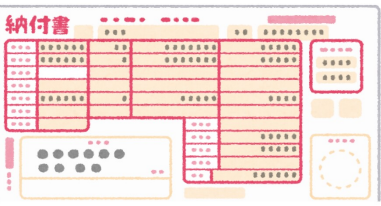
なお、この収入申告書の提出に当たり、添付すべき書類等が分からないという方は、公社の事務所にお問い合わせください。

家賃納付書の発送について

令和6年度上半期の家賃納付書を4月上旬に発送しました。まだ届いていない方或いは紛失された方は、住宅政策課(21・1132)までお問い合わせください。

また、現在納付書で家賃を納付されている方は、この際、口座振替に切り替えてみてはいかがでしょうか？

なお、この収入申告書の提出に当たり、添付すべき書類等が分からないという方は、公社の事務所にお問い合わせください。



へ行き、「公共料金の引き落としの手続きをした」と伝えてください。

ゴールデンウィーク中の修繕対応

今年のゴールデンウィークは、4月27日(土)から5月6日(月)までとなっています。

この間、公社も市役所も暦どおりに土曜日・日曜日・祝日を除いて通常通り、業務を行います。

これに対し、各種の修繕業者は4月27日からの10日間基本的に休業となりますので、このゴールデンウィーク期間中の修繕要望等につきましては、「安否確認」「大量の水漏れ」「エレベーターの故障・閉じ込め」「事件・事故」等の緊急性のあるものを除いて、お応えすることができません。ご了承ください。

世帯に異動はありますか？

新年度になり、転入・転入が増える時期ですが、入居者に異動があったときには、必ず、その届出が必要となりますので、忘れずにお願ひします。

なお、現在の連帯保証人・緊急連絡先の方に変更があったときには、緊急時に連絡がとれず対応に苦慮することもありますので、まず公社の窓口においでください。

近隣への気遣いで快適な暮らしを

集合住宅で日々の平穏な暮らしを営んで行くためには、近隣へのちょっとした気遣いが大切です。春は陽気もよく暖かいため窓を開け放つこともよくありますので、大声での会話やテレビの音、

編集・発行
〒420-8602
静岡市葵区追手町5-1
公益財団法人
静岡市まちづくり公社
住宅管理課
電話
054-221-1253(静岡)
054-354-2238(清水)
<https://s-jutaku.com>



タバコの煙などが、近隣住人の迷惑にならないようにしてください。特に深夜・早朝は、玄関ドアの開閉音・洗濯機・掃除機・テレビの音量などに気を付けてください。



なお、室内を元気に歩き回るお子さんがいるご家庭は、防音効果のあるマットなどを床に敷くと効果的です。

能登半島地震を教訓として！

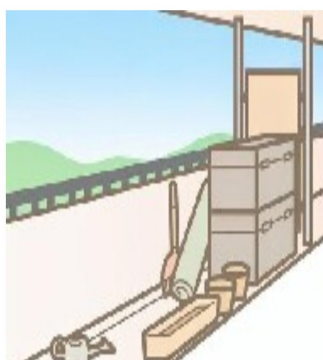
1月1日16時10分に石川県能登地方でマグニチュード7.6の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県の志賀町で震度7を観測し、沿岸域では津波が観測され、広範囲の

住宅火災も発生して、甚大な被害を被りましたが、南海トラフ全域においても大規模地震発生時の切迫性が高まっている、「東海地震」(駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震)は「いつ発生してもおかしくない」とされています。



このような大規模地震や火災等が発生した際には、階段・通路やベランダ等の共用部分は居住者の「避難」のための経路として使用され、また、その後の「救助」や「消火」のための進入路としても使用されます。従って、もし、このような階段・通路やベランダ等の共用部分が荷物や自転車などによって塞がれ通れなくなってしまうと、助かる命も助からなくなり、

当然、被害も甚大なものとなってしまいます。そのため、階段・通路等の共用部分に私的な物品を「避難」「救助」「消火」の妨げとなるように置くことは、消防法第5条の3により禁止されています。



そこで、入居者の皆様方におかれましては、自分自身の生命のみならず他の住人の生命を守るためにも、絶対に、階段・通路・ベランダ等の共用部分にはこのような障害となる物等を置かないようにしてください。

また、集合住宅で火災が起きると、多数の住戸に被害が及び、刑事・民事での法的な責任追及も考えられますので、日頃から火の元には十分注意して頂くと共に、あわせて、家財保険への加入等もご検討ください。

★市営住宅ではペットを飼育することも預かることも禁止です。近隣住民の迷惑となり、動物を不幸にするだけの「戸外の餌付け・餌遣り」も禁止しています。★

